

00—03 D

国際意匠登録出願に係る審判

国際意匠登録出願とは、日本国をジュネーブ改正協定第1条(xix)に規定する指定締約国とする国際出願であって、その国際出願に係るジュネーブ改正協定第1条(vi)に規定する国際登録についてジュネーブ改正協定第10条(3)(a)の規定による公表がされ、経済産業省令で定めるところにより、ジュネーブ改正協定第10条(2)に規定する国際登録の日にされた意匠登録出願とみなされた国際出願をいう（意§60の6）。

国際意匠登録出願に係る審判においては、以下の特別な取扱いを行う。

1. 請求人又は被請求人

(1) 請求人又は被請求人の表記

ア 請求人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、申請書類（審判請求書、手続補正書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で併記する必要がある、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（意施規§2の2、意施規様式12）。なお、識別番号を記載するときには住所の記載を省略することができる（意施規様式12、特例法施規§2）。

イ 請求人又は被請求人は、上記以外の審判（無効審判、判定等）の手続において、申請書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する必要がある、原語は国際登録簿に記載された文字と同一の文字で記載する（意施規§2の2）。日本語での記載は必要ない。

ウ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手続において、発送書類（審決書等）における請求人の氏名（名称）及び住所（居所）を日本語及び原語で記載する。

エ 特許庁は、上記以外の審判の手續において、発送書類における国際登録の名義人の氏名（名称）及び住所（居所）を原語で記載する。

(2) 請求人又は被請求人の氏名（名称）変更・住所（居所）変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録簿に登録された名義人の氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、世界知的所有権機関の国際事務局（以下、単に国際事務局という。）に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則 § 21）。

イ 国際登録の名義人は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判の手續において、識別番号を使用するにあたり申請人登録された氏名（名称）・住所（居所）に変更があるときは、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要がある。国際登録の名義人は、上記以外の審判においては、特許庁長官に対して変更の届出を行う必要はない（特例法施規 § 4①）。

(3) 請求人又は被請求人の名義変更

ア 国際登録の名義人は、国際登録の所有権の移転を行うためには、国際事務局に対して届出を行う必要がある（ハーグ協定共通規則 § 21）。

特許庁は、国際登録簿に所有権の変更が記録されることにより、特許庁に対して名義変更が適正に行われたものとして取り扱い、日本においても意匠登録を受ける権利の承継又は国際登録を基礎とした意匠権の移転の効力が生じる（意 § 60 の 11、 § 60 の 19）。

ただし、日本においては、本意匠及びその関連意匠の意匠権は分離して移転することは認められないため、国際登録簿にこれに該当する所有権の変更が記録されたときには、特許庁は、国際事務局に国際登録簿に記録された所有権の変更が効果を有しない旨の宣言を送付する（ハーグ協定共通規則 § 21 の 2）。

イ 特許庁は、拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判においては、新たな名義人が識別番号を有していないときは、国際登録の所有権の変更があった後に新たな名義人が特許庁に対して最初に行う手續（代

理人選任届の提出等)に基づいて識別番号の付与を行う(特例法 § 3 ③一四)。特許庁は、上記以外の審判においては、新たな名義人に対する識別番号の付与を行わない。

(4) 請求人又は被請求人の同一性の判断

ア 拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判において、請求人の同一性の判断は、申請書類における請求人の氏名(名称)・住所(居所)の原語表記、及び日本語表記並びに識別番号の情報を国際登録簿及び当該事件にひも付けられた申請人登録情報と照合することにより行う。

イ 上記以外の審判において、請求人又は被請求人が国際登録の名義人であるときは、その者の同一性の判断は、申請書類におけるその者の氏名(名称)・住所(居所)の原語表記を国際登録簿と照合することにより行う。

2. 願書記載事項の和訳

審判官は、意匠に係る物品、意匠に係る物品の説明及び意匠の説明について、審査においてされた和訳を確認する。審判でこれらの事項について補正がされたときには審判官がその補正の内容の和訳を行う。意匠が登録されたときは、この和訳は参考情報として日本の意匠公報(登録に係る意匠公報)に掲載される。

3. 世界知的所有権機関の国際事務局に対する通報

(1) 特許庁は、拒絶査定不服審判において、登録をすべき旨の審決が確定し、設定登録がされたときは、国際事務局に対して「拒絶の取下げの通報」又は「保護の付与の声明」を行う(ハーグ協定共通規則 § 18、§ 18 の 2)。

(2) 特許庁は、無効審判において、登録を無効とすべき旨の審決が確定し、確定登録が行われたときは、国際事務局に対して「無効の通報」を行う(ハーグ協定 § 15、ハーグ協定共通規則 § 20)。

4. 個別指定手数料の返還

- (1) 特許庁は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、個別指定手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する（意 § 60 の 22①）。

個別指定手数料を納付した者は、国際意匠登録出願が取り下げられ、又は国際意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定した日から六月を経過した後は、返還の請求をすることができない（意 § 60 の 22②）。

- (2) 登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（個別指定手数料のうち登録料に相当する額）は、請求による返還請求の対象とならない（意 § 60 の 21③）。

（追加 H27.2）